



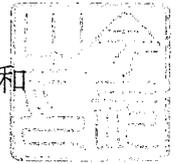
入札等監視委員会資料  
令和8年2月16日  
【資料7】

立公契審第4号  
令和8年1月21日

立川市長 酒井 大史 様

立川市公契約審議会

会長 森井 利和



令和8年度における労働報酬下限額について (答申)

令和7年度11月19日付立行品第743号により諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

立川市公契約審議会委員

会 長	森 井 利 和
会長職務代理	木 村 辰 幸
委 員	中 村 知 義
委 員	松 浦 孝 治
委 員	小笠原 一 樹
委 員	鍵 主 衛



## 答 申

### 1. 工事又は製造の請負契約に係る令和8年度労働報酬下限額

#### (1) 熟練労働者・一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価に85%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

#### (2) 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者（見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」に70%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

### 2. 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約、指定管理協定に係る令和8年度労働報酬下限額

最低賃金法（昭和37年法律第137号）第9条第1項に規定する東京都最低賃金及びその他公的機関が定める基準等を勘案し、1時間当たり1,320円とするのが妥当である。

### 3. 付帯意見

国の定める労務費に関する基準を下回らない金額とすること。